

◇鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の新設について

1 規則の新設理由

県内における特定診療科の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後、知事が指定する県内の病院等の知事が指定する診療科において医師の業務に従事しようとするものに対し、臨床研修の期間に必要な資金を貸し付ける臨床研修医研修資金貸付制度を創設する。

2 規則の概要

臨床研修医研修資金貸付制度について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 目的	この規則は、県内で臨床研修を受ける者で、当該臨床研修修了後知事が指定する県内の病院等（以下「指定病院等」という。）の知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して臨床研修の間に必要な資金を貸し付けることにより、県内で臨床研修を受ける者の確保及び県内における特定診療科の医師不足の解消を図ることを目的とする。
(2) 貸付金の貸付けを受けることができる者	貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。 ア 県内において臨床研修を受ける者であること。 イ 臨床研修修了後、直ちに指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとする者であること。 ウ 学校法人自治医科大学を卒業した者以外の者であること。 エ 他から類似の資金の貸与又は給与を受けていない者であること。 オ 貸付金の貸付けが必要と認められる者であること。
(3) 貸付金の額等	ア 貸付金の額 月額20万円 イ 貸付金の限度額 480万円 ウ 貸付金の貸付期間 臨床研修を始める日の属する月から当該臨床研修を修了する日の属する月まで エ 貸付方法 毎年度、当該年度分をまとめて貸付け オ 貸付利率 無利子 カ 連帯保証人及び保証人 各1人
(4) 貸付けの決定及び通知	知事は、貸付けの申請書が提出されたときは、その内容を審査し、(2)の要件を備えていると認めた場合は貸付金の貸付けの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。
(5) 貸付けの終了	知事は、貸し付けた貸付金の合計額が決定した貸付金の総額に達したときは、貸付金の貸付けを終了し、借受者に対して貸付けが終了した旨を通知する。
(6) 貸付けの打ち切り及び休止	ア 知事は、貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき等は、貸付金の貸付けを打ち切る。 イ 知事は、借受者が30日以上臨床研修を中断した期間については、貸付金の貸付けを休止する。 ウ ア又はイの場合、知事は、借受者並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知する。
(7) 借用証書の提出	借受者は、貸付金の貸付けが終了したとき又は貸付金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。
(8) 貸付金の返還	借受者は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に貸付金の全額を一括して返還しなければならない。
(9) 返還の免除	貸付金の返還に係る債務の免除については、条例の定めるところによる。

(10) 返還の債務の履行猶予	知事は、借受者が自らの妊娠、出産又は育児を理由として知事が指定する病院を退職したとき等理由があると認めるときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。
(11) 施行期日	この規則は、平成25年4月1日から施行する。

◇とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の施行に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 地下水を採取しようとする地点の周辺の井戸、湧水等の分布及び利用状況を調査し、調査する井戸等を選定すること。

イ 段階揚水試験を実施して採取地点の井戸の水位、水質等の変化を観測すること。また、採取地点の井戸の水位に著しい影響が生ずる揚水量を把握するよう努めること。

ウ 連続揚水試験及び回復試験を実施して、採取地点及び周辺の井戸等の水位、水質等の変化を観測すること。

エ 井戸等の水位、水質等に影響が生じると認められる場合は、その影響を回避するための措置を検討すること。

(2) 水量測定器を設置しないで行う採取量の測定は、次のいずれかの方法とする。

ア 次の算式により計算する方法

1時間当たりの揚水能力×1日の稼働時間×稼働日数

イ 公共下水道への排出量を測定する方法

ウ ア及びイに掲げる方法と同等であると知事が認める方法

(3) 影響調査計画書、採取計画届出書等の様式及び添付書面を定める。

(4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づき、県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める。

2 規則の概要

(1) 中央帯の幅員は道路の区分に応じたものとし、歩道等を設けない側の路肩の幅員を1メートル以上とすること、必要に応じ副道、停車帯、登坂車線、交通安全施設及び自動車駐車場等を設けること等の県道の構造の技術的基準を定める。

(2) 県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置する補助標識の寸法は、文字の大きさ等に応じた寸法とする。

(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。